

南越前町高齢者福祉サービス一覧

事業名		内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
1	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者等で寝具の衛生管理が困難な者に対し、寝具の洗濯乾燥を行う	南越前町に住所を有し、その居住地に居住している概ね65歳以上の高齢者で次に掲げる者 ・一人暮らしで援護が必要な者 ・要介護4又は5の寝たきりの者 ・80歳以上の高齢者のみ世帯で要介護1以上の者 ・身体障害者手帳1級、療育手帳A1の者	掛布団 100円/枚 敷布団 100円/枚 毛布 50円/枚 補助対象各1枚まで	年2回 (春、秋)	役場に申請 (または民生委員を通じて役場に申請)
2	緊急通報装置貸与事業	一人暮らし高齢者宅に緊急通報装置を無償貸与し、急病や災害時の緊急通報手段を確保する	南越前町に住所を有し、その居住地に居住している概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で援護が必要な者	無料	随時	役場に申請
3	長寿者褒章事業		町内に居住し、住民基本台帳に登録されている次に掲げる者			
	100歳	100歳到達高齢者に10万円の祝金を贈呈	・当該年度中に満100歳になる者	-	誕生日	-
	米寿	米寿を迎える者に祝品を贈呈	・当該年度中に満88歳になる者	-	敬老会	-
	金婚	金婚を迎える者に祝品を贈呈	・年内に結婚50年を迎える夫婦	-		役場に申請
4	在宅家族介護慰労事業	要介護4又は5の在宅高齢者を介護する介護者に慰労金を支給 ●被介護者が1年間介護保険サービスを使わなかった町民税非課税世帯 年額10万円 ●上記以外の世帯 年額5万円	以下の条件をすべて満たす介護者 ・被介護者と介護者が8月1日（基準日）において、過去1年前から南越前町に住所を有し、その住所地で同居している ・基準日において、過去1年前より被介護者が要介護4又は要介護5の状態である ・基準日において、介護者の属する世帯が介護保険料、税金等を滞納していない ・被介護者が基準日を含め過去1年間に通算90日を超える入院をしていない ・被介護者が基準日を含め過去1年間に通算14日以上短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用をしていない	-	敬老週間	役場に申請

南越前町高齢者福祉サービス一覧

事業名	内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
5 高齢者等除雪支援事業	日常生活上の援助が必要な在宅の一人暮らし高齢者等に対して、居住している住宅の雪下ろし、除雪（住居の玄関から道路までの出入りが可能な範囲の通路）に支援金を支給 ●屋根雪下ろし 作業員1人 2,000円/1時間 ●住宅通路除雪 作業員1人 1,200円/1時間 ※ただし限度額 それぞれ12,000円/1冬期間	次に掲げる住民税非課税世帯で、自力で雪下ろし、除雪が困難であると認められる者（町内及び隣接市町に1親等親族が居住している世帯及び生活保護世帯は対象外） ・ 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯 ・ 一人暮らしの身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳所持者	限度額超過分	冬季	民生委員を通じて役場に申請
6 家族介護継続事業（紙おむつ）	要介護老人等に介護用品（紙おむつ）購入に係る経費を補助することにより、家族の介護負担を軽減する ●1人当たり 180枚/1箇月（月4,000円が限度額）	要支援1～2、要介護1～5と判定された在宅で生活する住民税非課税の者	非課税世帯：負担なし 課税世帯（本人非課税）：2分の1	随時	役場に申請
7 敬老会	米寿・金婚等のお祝いを含む式典	年内に満75歳以上を迎える高齢者	-	9月～10月	民生委員が参加者を取りまとめる
8 高齢者保養事業	老人クラブ等主催の町内の施設を活用した保養事業にかかる経費を補助 ●1人当たり 2,400円	年度内に満65歳以上を迎える高齢者	限度額超過分	6月～11月頃	老人クラブ等を通じて参加者募集
9 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（各種スポーツ大会）	各種スポーツを通じて高齢者の健康保持を図る（マレットゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク）	概ね60歳以上の高齢者	-	5月～9月	役場または南越前町社会福祉協議会に申込
10 ウォーターランド南条入館優待事業	高齢者が南条ウォーターランドを利用する場合、入館料を正規の料金から減額する ●1人当たり 250円減額（月4回が限度）	利用日現在、満65歳以上の高齢者	正規料金から250円を減額した額	随時	ウォーターランド受付時に身分証明書を提示

南越前町高齢者福祉サービス一覧

事業名		内容	対象者	利用者負担	実施時期	申込先
11	外出支援サービス事業	人工透析など定期的に通院が必要な高齢者を自宅から病院（町内、越前市内又は鯖江市内）まで車で送迎（移動手段のない者に限る）	座席に自立して座ることができ、同一世帯内に送迎可能な人がいない次に掲げる者 ・人工透析を受けている概ね65歳以上の者 ・人工透析を受けており下肢が不自由な60歳以上の者 ・両下肢、体幹又は移動機能の障害が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者で、機能回復のために定期的な通院（1箇月以上）が必要な者	無料	随時	役場に申請
12	弁当宅配支援事業	高齢者の食を支援するため、65歳以上の高齢者のみ世帯等へ弁当を配達する事業所に対して補助金を交付する ●町内事業所：事業所から配達先までの片道の距離2km未満100円/件、5km未満200円/件、5km以上300円/件 ●町外事業所：一律100円/件	町内の対象者に弁当を配達できる事業所	-	随時	※弁当の宅配については、各事業所に申込む
13	長寿応援プレミアム付タクシー券事業	交通機関等の利用が困難で交通手段を持たない高齢者のタクシー利用を支援するため、購入費用の半額を助成する（上限は一人10部まで・町内を発地または着地する乗車限る） 町内を発地または着地する乗車に限る	申込時点において町内に住所を有する75歳以上の者	2,000円/部×購入部数	令和7年4月～令和8年3月 ※なくなり次第終了	販売場所 会計室 今庄事務所 河野事務所
14	軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）	在宅における自立した生活の継続を可能にするため、ヘルパーを派遣して日常生活を援助する	法定（介護保険/障害者自立支援法など）の福祉制度に該当しない要介護高齢者等で、日常生活上の援助が必要な者	225円/時間	随時	役場に申請
15	地域ふれあいサロン	集落センター等で社会参加を通じた介護予防に資する地域活動を実施	概ね65歳以上の高齢者	実費	随時	各集落サロン協力員 ※サロン取組集落のみ

16	住まい環境整備支援事業	要介護認定者の住宅を改造する場合、対象経費の7割～9割を助成 ●助成限度額 80万円 （介護保険の対象となる改修工事、新築・増築工事および賃貸物件に対する改修工事は対象外）	在宅で生活する者のうち、次のいずれかに該当する者 ・要介護3以上の者 ・要介護1又は要介護2と判定され、かつ、次のいずれかの要件を満たす者 ア 車椅子を利用する者 イ 障害等級が1級又は2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、B又はCに該当する者 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMに該当する者	対象経費の1割～3割	随時	役場に申請
----	-------------	---	---	------------	----	-------